

岐阜県公報

目次

道路の区域変更

告示

公示

平成二十九年度クリーニング師試験の実施
大規模小売店舗の変更の届出に関する件
県営土地改良事業計画の決定

(道路維持課) 四七三

(生活衛生課) 四七四

(商業・金融課) 四七五

(農地整備課) 四七六

告示

岐阜県告示第三百九十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年七月二十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

第二千八百六十七号
平成二十九年七月二十五日

(火曜日)

県道		道路の種類
多治見線 白川線		路線名
可児郡御嵩町中字岩井洞 一六八番三地先から 加茂郡八百津町伊岐津志 字尾山一七二七番三三 地先まで		区間
後B	前A	区域変更前後
五・四 二四・一	五・四 二四・一	敷地の幅員 (メートル)
二、五四・〇	二、五四・〇 四、一〇・〇	延長 (メートル)
用一津見道Bう分地すに係B A 部線八多はをのる表図は及 重と百治県をのる表図は及 い区敷示面関		備考

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十九年七月二十五日

公 示

平成二十九年度クリーニング師試験の実施

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、平成二十九年度クリーニング師試験を次のとおり実施します。

平成二十九年七月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験日時

平成二十九年十月二十九日（日）

午前十時から

二 試験場所

岐阜県クリーニング協会（岐阜市須賀四丁目八番四号）及びOKBふれあい会館（岐阜市藪田南五丁目一四番五三号）のうち岐阜県が指定する場所

三 試験科目

- 1 衛生法規に関する知識
- 2 公衆衛生に関する知識
- 3 洗濯物の処理に関する知識
- 4 洗濯物の処理に関する技能

(一) 繊維の鑑別

(二) ワイシャツのアイロン仕上げ

四 受験資格

- 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者
- 2 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百四十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終わった者又はクリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和三十年厚生省令第二十一号）（附則第二項で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力がある）と認められる者

五 受験手続

- 1 願書等配布期間

平成二十九年八月二十一日（月）から同年九月二十二日（金）までの午前九時から午後五時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

2 受付期間

平成二十九年九月六日（水）から同月二十二日（金）までの午前九時から午後五時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。なお、郵送による受験申込みは、平成二十九年九月二十二日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。

3 配布及び受付場所

県保健所（保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ。）、岐阜市保健所及び岐阜県健康福祉部生活衛生課

なお、郵送により受験願書等を提出する場合は、書留又は簡易書留とし、「クリーニング師試験願書在中」と朱書きして、岐阜県健康福祉部生活衛生課（〒五八五七 岐阜市藪田南二丁目一番一号）に提出してください。

4 提出書類

- (一) 受験願書
- (二) 履歴書
- (三) 写真（手札形（縦一センチメートル、横八センチメートル）とし、出願前六か月以内に正面から撮影した無帽、上半身、無背景のもの。裏面に氏名及び生年月日を記載すること。）
- (四) 受験資格を証する書類（学校の卒業証明書等。ただし、氏名に変更があった者は、氏名の変更の変遷が分かる出願前三月以内に作成した本人の戸籍抄本（必要がある場合は、除籍抄本等）原本を添付してください。）
- 5 受験手数料

七千円に相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付け、納付してください。（消印しないこと。）

六 合格発表

平成二十九年十一月十四日（火）午前十時
合格者の受験番号は、県庁、県保健所及び岐阜市保健所の掲示板に掲示するとともに、岐阜県ホームページに掲載します。また、合格者には合格通知書を送付します。

七 試験結果の提供

クリーニング師試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

クリーニング師試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

合格発表の日から一か月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口（県庁二階）及び県保健所特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

八 その他

1 受験手数料は、申込みを取り消した場合でも返還しません。

2 この試験について不明な点は、岐阜県健康福祉部生活衛生課（電話〇五八 二七七

二 一一一一 内線二五八七）、県保健所又は岐阜市保健所に問い合わせてください。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年七月二十五日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び西濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年七月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十九年七月十二日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社 PLANT

三 建物の名称及び所在地

SUPER CENTER PLANT 6 瑞穂店

瑞穂市犀川五丁目三八番 外

大垣市墨俣町さい川一八四番 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）代表取締役 三ツ田 勝規

（変更後）代表取締役 三ツ田 佳史

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）代表取締役 三ツ田 勝規

（変更後）代表取締役 三ツ田 佳史

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年七月二十五日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年七月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十九年七月十一日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス

三 建物の名称及び所在地

ホームセンターパロイ各務原インター店

各務原市小佐野町一丁目二番地 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前八時～午後八時

(変更後) 午前六時三十分～午後八時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前七時三十分～午後九時

(変更後) 午前六時～午後九時

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、次の
県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の
写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年七月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
関ヶ原地区	関ヶ原町役場	平成二九・ 七・二五から 同二九・ 八・二三まで

平成二十九年七月二十五日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三一
岐阜文芸社